## ○独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得 した財産の処分制限期間

[平成16年4月8日付け16農畜機第123号] 〔平成16年4月6日付け農林水産省指令15生産第8265号承認〕 〔改正 平成19年3月28日付け18農畜機第4775号〕 〔平成19年3月28付け農林水産省指令18生産第9076号承認〕 〔改正 平成21年4月13日付け20農畜機第4732号〕 〔平成21年4月13日付け農林水産省指令20生産第9706号承認〕

補助金等の		処分を制限する財産の名称等	· 処分制限期間
名称	施設設備 等の分類	財産の名称・構造等	(年)
畜産関係補助 事業	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
砂糖生産振興		事務所用のもの及び下記以外のもの	50
事業		寄宿舎用又は宿泊所用のもの	47
野菜農業振興		車庫用、格納庫用、荷扱所用又はと畜場用のもの	38
事業		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	24
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を 常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を 直接全面的に受けるもの	31
		その他のもの	38
		れんが造、石造又はブロック造のもの	
		事務所用のもの及び下記以外のもの	41
		寄宿舎用又は宿泊所用のもの	38
		車庫用、格納庫用、荷扱所用又はと畜場用のもの	34
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	22
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を 常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を 直接全面的に受けるもの	28
		その他のもの	34
		金属造のもの(骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。)	
		事務所用のもの及び下記以外のもの	38
		寄宿舎用又は宿泊所用のもの	34
		車庫用、格納庫用、荷扱所用又はと畜場用のもの	31

補助金等の	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間
名称	施設設備 等の分類	財産の名称・構造等	(年)
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	20
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を 常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を 直接全面的に受けるもの	25
		その他のもの	31
		金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリ メートル以下のものに限る。)	
		事務所用のもの及び下記以外のもの	30
		寄宿舎用又は宿泊所用のもの	27
		車庫用、格納庫用、荷扱所用又はと畜場用のもの	25
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	15
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を 常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を 直接全面的に受けるもの	19
		その他のもの	24
		金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートル以下のものに限る。)	
		事務所用のもの及び下記以外のもの	22
		寄宿舎用又は宿泊所用のもの	19
		車庫用、格納庫用、荷扱所用又はと畜場用のもの	19
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	12
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を 常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を 直接全面的に受けるもの	14
		その他のもの	17
		木造又は合成樹脂造のもの	
		事務所用のもの及び下記以外のもの	24
		寄宿舎用又は宿泊所用のもの	22
		車庫用、格納庫用、荷扱所用又はと畜場用のもの	17

補助金等の 名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間
	施設設備 等の分類	財産の名称・構造等	(年)
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有 する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるも の及び冷蔵倉庫用のもの	9
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を 常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を 直接全面的に受けるもの	11
		その他のもの	15
		木骨モルタル造のもの	
		事務所用のもの及び下記以外のもの	22
		寄宿舎用又は宿泊所用のもの	20
		車庫用、格納庫用、荷扱所用又はと畜場用のもの	15
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	7
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を 常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を 直接全面的に受けるもの	10
		その他のもの	14
		簡易建物	11
		木製主要柱が10センチメートル角以下のもので、土居 ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	10
		掘立造のもの及び仮設のもの	7
	建物附属 設備	電気設備(照明設備を含む。)	
		蓄電池電源設備	6
		その他のもの	15
		給排水又は衛生設備及びガス設備	15
		冷房、暖房、通風又はボイラー設備	
		冷暖房設備(冷凍機の出力が22キロワット以下のもの)	13
		その他のもの	15
		昇降機設備	
		エレベーター	17
		エスカレーター	15

補助金等の		処分を制限する財産の名称等	処分制限期間
名称	施設設備 等の分類	財産の名称・構造等	(年)
		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	8
		エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備	12
		アーケード又は日よけ設備	
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		可動間仕切り	
		簡易なもの	3
		その他のもの	15
		前掲のもの以外のもの	
		主として金属製のもの	18
		その他のもの	10
	構築物	農林業用のもの	
		主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの	17
		主として金属造のもの	14
		主として木造のもの	5
		土管を主としたもの	10
		その他のもの	8
		緑化施設	
		工場緑化施設	7
		その他の緑化施設	20
		舗装道路及び舗装路面	
		コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15
		アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10
		汚水、坑水、廃水又は廃液の処理用のもの	18
		前掲のもの以外のもの	
		鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
		防壁、上水道及び水そう	50
		サイロ、下水道、煙突及び焼却炉	35
		飼育場及びへい	30
		その他のもの	60

補助金等の 名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間	
	施設設備 等の分類	財産の名称・構造等	(年)	
		コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの		
		防壁及び上水道	30	
		下水道、飼育場及びへい	15	
		その他のもの	40	
		れんが造のもの		
		防壁	50	
		煙突、煙道、焼却炉及びへい		
		塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性 を有する気体の影響を受けるもの	7	
		その他のもの	25	
		その他のもの	40	
		石造のもの		
		防壁及び上水道	50	
		下水道及びへい	35	
		その他のもの	50	
		土造のもの		
		防壁及び自動車道	40	
		上水道及び用水池	30	
		下水道	15	
		その他のもの	40	
		金属造のもの		
		サイロ	22	
		送配管		
		鋳鉄製のもの	30	
		鋼鉄製のもの	15	
		水そう及び油そう		
		鋳鉄製のもの	25	
		鋼鉄製のもの	15	
		飼育場	15	
		煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール	10	
		その他のもの	45	
		合成樹脂造のもの	10	

補助金等の		処分を制限する財産の名称等	処分制限期間
名称	施設設備 等の分類	財産の名称・構造等	(年)
		木造のもの	
		防壁、水そう、引湯管及びへい	10
		飼育場	7
		その他のもの	15
		前掲のもの以外のもの	
		主として木造のもの	15
		その他のもの	50
	車両及び運搬具	特殊自動車(建設作業等に使用する自走式作業用機械 を除く。)	
		タンク車、じんかい車、し尿車、レッカーその他特殊車 体を架装したもの	
		小型車(じんかい車及びし尿車にあっては、積載量が2トン以下、その他のものにあっては、総排気量が2リットル以下のものをいう。)	3
		その他のもの	4
		前掲のもの以外のもの	
		自動車(二輪又は三輪自動車を除く。)	
		小型車(総排気量が0.66リットル以下のものをい う。)	4
		その他のもの	
		貨物自動車	
		ダンプ式のもの	4
		その他のもの	5
		その他のもの	6
		二輪又は三輪自動車	3
		フォークリフト	4
		その他のもの	
		自走能力を有するもの	7
	구면	その他のもの	4
	工具	測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む。)	5
		前掲のもの以外のもの	
		主として金属製のもの	8
		その他のもの	4

補助金等の		処分制限期間	
名称		(年)	
	器具及び 備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)	
		事務机、事務いす及びキャビネット	
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		その他の家具	
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響 機器	5
		冷房用又は暖房用機器	6
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気 又はガス機器	6
		食事又はちゅう房用品	
		陶磁器製又はガラス製のもの	2
		その他のもの	5
		その他のもの	
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		事務機器及び通信機器	
		電子計算機	
		パーソナルコンピュータ(サーバ用のものを除く。)	4
		その他のもの	5
		複写機、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに 類するもの	5
		その他の事務機器	5
		テレタイプライター及びファクシミリ	5
		インターホーン及び放送用設備	6
		電話設備その他の通信機器	10
		時計、試験機器及び測定機器	
		時計	10
		度量衡器	5
		試験又は測定機器	5
		光学機器及び写真製作機器	
		カメラ及び映写機	5

補助金等の	処分を制限する財産の名称等		
名称	施設設備 等の分類 財産の名称・構造等	(年)	
		顕微鏡その他の機器	8
		看板及び広告器具	
		看板	3
		模型	2
		その他のもの	
		主として金属製のもの	10
		その他のもの	5
		容器	
		ボンベ	
		溶接製のもの	6
		鍛造製のもの	
		塩素用のもの	8
		その他のもの	10
		ドラムかん、コンテナーその他の容器	
		金属製のもの	3
		その他のもの	2
		医療機器	
		消毒殺菌用機器	4
		光学検査機器	8
		その他のもの	
		レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
		移動式のもの	4
		その他のもの	6
		その他のもの	
		陶磁器製又はガラス製のもの	3
		その他のもの	5
		前掲のもの以外のもの	
		自動販売機	5
		焼却炉	5
		その他のもの	
		主として金属製のもの	10
		その他のもの	5

補助金等の	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間
名称	施設設備 等の分類	財産の名称・構造等	(年)
	機械及び 装置	食料品製造業用設備	10
		飲料又は飼料製造業用設備	10
		繊維工業用設備	7
		その他の製造業用設備	9
		農業用設備	7
		総合工事業用設備	6
		通信業用設備	9
		放送業用設備	6
		映像、音声又は文字情報制作業用設備	8
		道路貨物輸送業用設備	12
		倉庫業用設備	12
		飲食料品卸売業用設備	10
		教育業(学校教育業を除く。)又は学習支援業用設備	
		主として金属製のもの	17
		その他のもの	8
		汚水、坑水、廃水又は廃液の処理用のもの 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によ らないもの	5
		主として金属製のもの	17
		その他のもの	8
	ソフトウエア	複写して販売するための原本	3
		その他のもの	5
	生物	牛	
		繁殖用(家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)に 基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証 明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。)	
		役肉用牛	6
		乳用牛	4
		種付用(家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付 を受けた種おす牛に限る。)	4
		その他用	6
		豚	3

補助金等の	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間
名称	施設設備 等の分類	財産の名称・構造等	(年)
畜産関係補助 事業(実験実用 化に係るものに	建物及び 建物附属 設備	李顺·○人如豆块,如木红油点,标识点之。(i) 小块,	
限る。)	1 11 2000 11	建物の全部又は一部を低温室、恒温室その他の特殊室 にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	5
事業(実験実用	構築物	風どう、試験水そう及び防壁	5
化に係るものに限る。)		ガス又は工業用薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	7
野菜農業振興 事業(実験実用	工具 器具及び		4
化に係るものに限る。)	備品 機械及び	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡 はん用ポンプ、はん用モーター、はん用金属工作機械、	4
	装置	はん用金属加工機械その他これらに類するもの	7
	ソフトウエ	その他のもの	4
	ア		3

附 則(平成16年4月8日付け16農畜機第123号)

この「独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間」は、農林水産大臣の承認のあった日から施行し、平成15年10月1日以降に取得した補助事業から適用する。

なお、「指定助成対象事業により取得した財産の処分制限期間」(昭和56年6月30日付け56畜団第778号)は平成15年9月30日をもって廃止するものとし、平成15年9月30日までに指定助成対象事業により取得した財産の適用については、なお従前の例による。

## 附 則(平成19年3月28日付け18農畜機第4775号)

この「独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間」は、農林水産大臣の承認のあった日から施行し、平成19年度の補助事業により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成18年度以前の補助事業より取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

## 附 則(平成21年4月13日付け20農畜機第4732号)

この規程は、農林水産大臣の承認のあった日から施行し、平成20年度以降の年度分の補助事業により取得され、又は効用の増加した財産及び平成19年度以前の年度分の補助事業により取得され、又は効用の増加した財産(当該補助金等の交付の決定をしたときに、処分制限期間が定められているものであって、この規程の施行の日において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づく目的に反する使用、譲渡、交換又は貸付の承認を受けていないものに限る。)に適用する。この場合において、当該財産に係る補助金が廃止されている場合にあっては、当該補助金を補助金等の名称の欄に掲げる補助金とみなし、平成19年度以前の年度分の補助事業により取得され、又は効用の増加した財産に係るこの規程の施行前の処分制限期間が当該財産に係るこの規程の施行後の処分制限期間より短いものについては、なお従前の例による。